

平成28年度 主な地方税法等の改正

法人住民税・法人事業税

- 1 資本金1億円超の普通法人に係る法人事業税の所得割の税率が引き下げられるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）が拡大されました。

〈平成27年度〉		〈平成28年度以降〉	
所得割 6.0% (3.1%) ※	付加 価値割 0.72%	所得割 3.6% (0.7%) ※	付加 価値割 1.2%
	資本割 0.3%		資本割 0.5%

※カッコ内は地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

- 2 外形標準課税の拡大により法人事業税の負担が増える法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、負担増となる税額の一定割合が控除されます。

	28年度	29年度	30年度
軽減割合	3 / 4	1 / 2	1 / 4

- 3 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、寄附金額の30%が法人事業税・法人住民税（及び法人税）から控除されます。（「企業版ふるさと納税」の創設）
- 4 法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、相当分が国税化（地方法人税）し、地方交付税原資となる予定です。

〈標準税率〉

	現 行	⇒	29年度以降
道府県民税	3.2%		1.0%
市町村民税	9.7%		6.0%

- 5 地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に還元される予定です。

※（4、5については、平成29年4月1日から開始する事業年度から適用予定。）

不動産取得税

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置が創設されました。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

- 1 自動車税におけるグリーン化特例が、次のとおり見直された上で、平成29年3月31日まで延長されました。

〈平成28年度取得分〉

電気自動車等	概ね75%軽減
H32燃費基準+10%達成車	概ね75%軽減
H27燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減

- 2 軽自動車税におけるグリーン化特例が、現行の特例措置のまま、平成29年3月31日まで延長されました。
 3 平成29年4月の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設される予定です。（平成29年4月1日から適用予定。）

〈乗用（自家用）の場合〉

対象車	自動車	軽自動車
電気自動車等 H32燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
H32燃費基準達成車	1.0%	1.0%
H27燃費基準+10%達成車	2.0%	2.0%
上記以外の車	3.0%	

固定資産税

- 1 所有する全農地（10 a未満の自作地を除く）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定した農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設されました。

賃借権等の設定期間	課税標準	期間
10年以上15年未満	価格の1/2	3年
15年以上	価格の1/2	5年

- 2 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する一定の機械及び装置※について、課税標準の特例措置が創設されました。

課税標準	期間
価格の1/2	3年

※中小企業が生産性向上に関する法律（仮称）の制定が前提。

- 3 農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乘じられている割合（限界収益修正率0.55※）を乗じないこととする等の評価方法の変更が実施されます。（平成29年度から適用。）

※平成27年度の限界収益修正率